（契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付）

第二十三条の三　法第二十四条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［略］

二　法第二十四条第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。

［三～十　略］

［2～5　略］

（特定利益）

第二十四条　法第三十三条第一項の主務省令で定める要件は、次のいずれかとする。

一　商品（法第三十三条第一項の商品をいう。次条、第二十四条の三、第二十七条、第三十条及び第三十一条の四を除き、以下この章において同じ。）の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料により生ずるものであること。

［二・三　略］

（連鎖販売取引についての広告）

第二十五条　法第三十五条第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内に事務所等を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号

四・五　［略］

第三十条　法第三十七条第二項の規定により連鎖販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「契約書面」という。）には次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
［一・二　略］	
三　法第四十条第一項の規定による当該契約の解除に関する事項（同条第二項及び第三項の規定に関する事項を含む。）	イ　契約書面を受領した日（その契約に係る特定負担が再販売をする商品の購入についてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日がその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日）から起算して二十日を経過するまでは、連鎖販売加入者は、書面又は電磁的記録によりその契約の解除を行うことができること。

（契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付）

第二十三条の三　法第二十四条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［同上］

二　法第二十四条第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。

［三～十　同上］

［2～5　同上］

（特定利益）

第二十四条　法第三十三条第一項の主務省令で定める要件は、次のいずれかとする。

一　商品（法第三十三条第一項の商品をいう。次条、第二十四条の三、第二十七条、第三十条及び第三十一条の三を除き、以下この章において同じ。）の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料により生ずるものであること。

［二・三　同上］

（連鎖販売取引についての広告）

第二十五条　法第三十五条第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一・二　同上］

［号を加える。］

三・四　［同上］

第三十条　法第三十七条第二項の規定により連鎖販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「書面」という。）には次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
［一・二　同上］	
三　法第四十条第一項の規定による当該契約の解除に関する事項（法第四十条第二項及び第三項の規定に関する事項を含む。）	イ　法第三十七条第二項の書面を受領した日（その契約に係る特定負担が再販売をする商品の購入についてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日がその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日）から起算して二十日を経過するまでは、連鎖販売加入者は、書面によりその契約の解除を行うことができること。